

別表第 4(第 3 条関係)

(令 2 条例 78・追加)

(1) 令第 35 条第 1 号に規定する飲食店営業、同条第 3 号に規定する食肉販売業、同条第 9 号に規定する食肉処理業、同条第 26 号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第 28 号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、生食用食肉の加工又は調理をする施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の設備と区分されていること。

イ 器具及び手指の洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。

ウ 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。

エ 取り扱う生食用食肉が冷蔵保存を要する場合にあっては当該生食用食肉が摂氏 4 度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては当該生食用食肉が摂氏マイナス 15 度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵又は冷凍の設備を有すること。

オ 生食用食肉を加工する施設にあっては、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を有すること。

(2) 令第 35 条第 1 号に規定する飲食店営業、同条第 4 号に規定する魚介類販売業、同条第 16 号に規定する水産製品製造業、同条第 26 号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第 28 号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施錠できる容器等を備えること。

イ ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。

ウ ふぐを凍結する場合にあっては、ふぐを摂氏マイナス 18 度以下で急速に凍結できる機能を備える冷凍設備を有すること。